

所管事項調査に関する資料

目 次	ページ
1 感染症研究拠点整備に関する諸会議の開催状況等について	2 ～ 3
2 地方独立行政法人長崎市立病院機構 令和6年度業務実績に関する評価	4 ～ 19
3 長崎みなとメディカルセンターの現状と今後の構造改革について	20 ～ 29
4 訴訟の現況について	30

市 民 健 康 部
令 和 7 年 9 月

1 感染症研究拠点整備に関する諸会議の開催状況等について

前回の所管事項調査以降に開催された会議等について、主な内容は次のとおり。

(1) 長崎大学高度感染症研究センター実験棟の運用に関する地域連絡協議会

ア 目的・委員構成等

設 置 者	長崎大学
設 置 日	令和5年4月1日
設 置 目 的	施設の運用状況に関する情報について地域住民へ提供し、施設の厳格な管理及び安全な運用の継続的な実施に資する。
委 員 構 成	近隣連合自治会長・自治会長（8名） その他三者連絡協議会が必要と認めた者（2名） 学識経験者・専門家（3名） 行政（長崎県地域保健推進課長、長崎市感染症対策室長・防災危機管理室長・消防局警防課長・北消防署警防1課 課長補佐）（5名） 長崎大学（長崎大学高度感染症研究センター センター長ほか）（5名）

イ 直近の開催状況

回 数	開 催 日	主 な 議 題
第8回	令和7年7月2日（水）	① 令和7年度地域連絡協議会委員について ② 高度感染症研究センター実験棟に関する報告 ③ その他

ウ 主な議事内容等

(7) 令和7年度地域連絡協議会委員について

- ・ 今年度の委員について、前年度からの委員に変更はない旨の報告があった。

(4) 高度感染症研究センター実験棟に関する報告

- ・ BSL-4 実験室に立ち入る者の内管理区域に立ち入る者を対象に年次訓練として講義と実技訓練行った結果、全員が合格したことが報告された。
委員からは年次訓練なので、同じような訓練を毎年受けることとなるのかとの質問があり、その通りとの回答があった。
- ・ 長崎市防災計画に BSL-4 施設に係る事故・災害等対応計画が記載されたことを踏まえ、5月21日に長崎市防災危機管理室、感染症対策室及び北消防署とともに消防通報訓練を実施したことが報告された。
委員からは訓練は欠かすことなく毎年実施してほしいことと、消防署からの講評を十分フィードバックしてほしいとの意見が出された。
- ・ 坂本キャンパスで毎年行っている秋の防災訓練と同じタイミングで屋外スピーカーを鳴らす使用訓練を行うことが報告された。また、前回の試験放送後に議論となった冒頭のチャイムの音の変更については、4種類のサンプル音を流して、どれが良いか意見を聞いた。

エ 今後のスケジュール等（予定）

回 数	開 催 日	主 な 議 題
第9回	令和7年11月19日（水）	未 定

2 地方独立行政法人長崎市立病院機構 令和6年度業務実績に関する評価

(1) 地方独立行政法人の業務運営における目標・評価の仕組み

地方独立行政法人の業務運営における目標・評価の仕組みについては、地方独立行政法人法（以下「法」という。）により規定されている。

ア 中期目標（法第25条）

市長は、地方独立行政法人長崎市立病院機構（以下「法人」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、法人へ指示する。

なお、中期目標を定める際は、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決が必要となる。

【第4期中期目標期間 令和6年度から令和9年度までの4年間】



イ 中期計画（法第26条、第83条）

法人は、中期目標を達成するため中期計画を作成し、市長の認可を受けなければならない。

なお、中期計画を認可する際は、あらかじめ議会の議決が必要となる。



ウ 年度計画（法第27条）

法人は、各事業年度の開始前に、中期計画に基づき、年度ごとに業務を計画的に遂行できるよう年度計画を作成し、市長に届け出なければならない。



エ 業務の実績評価等（法第28条）

市長は、次の（ア）～（ウ）により業務の実施状況等実績を評価し、必要に応じ業務運営の改善等に対し、指導、命令等を行うことができる。

（ア）年度評価（各年度終了時に実施）

（イ）中期目標期間の見込評価（中期目標期間の最終年度に実施）

（ウ）中期目標期間の実績評価（中期目標期間の終了後に実施）

なお、評価を行うときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。また、評価結果については、議会へ報告しなければならない。

(2) 業務の実績評価

ア 評価の種類とその目的

(ア) 年度評価

各事業年度の業務の実績の評価を行い、中期目標達成に向け、評価対象年度以降の業務運営の改善に資することを目的とする。

(イ) 中期目標期間の見込評価

中期目標期間終了時に見込まれる業績の評価を中期目標期間の最終年度に行い、法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討並びに次期中期目標の策定に活用することを目的とする。

(ウ) 中期目標期間の実績評価

中期目標期間の業務の実績の評価を行い、中期目標の変更を含めた業務運営の改善に資することを目的とする。

(3) 各事業年度における評価事項

令和7年度は、第4期中期目標期間の第2事業年度にあたるため、令和6年度の業務実績評価を行う。

	中期目標期間				次期中期目標期間
事業年度	第1事業年度	第2事業年度	第3事業年度	第4事業年度（最終年度）	第1事業年度
評価事項		・第1事業年度の業務実績 （年度評価）	・第2事業年度の業務実績 （年度評価）	・第3事業年度の業務実績 （年度評価） ・中期目標期間終了時に見込まれる業務実績 （見込評価）	・第4事業年度の業務実績 （年度評価） ・前期中期目標期間における業務実績 （実績評価）

※各事業年度の終了後、前年度の業務実績等の評価する。

(4) 評価の基準

評価は第4期中期目標に定めた項目を評価単位とし、評価単位ごとに次に掲げる評価の基準により行う。

ア 年度評価

各事業年度の業務の実績について、次に掲げる評価を行うとともに、その判断理由を明示し、中期目標（最終年度に係る評価は次期中期目標）の達成に向け、評価年度以降の業務運営の改善に活用する。

評価	各事業年度の業務実績	備考
S	特筆すべき進捗状況にある。	計画を大幅に上回る実績・成果が得られている。
A	順調に進んでいる。	計画に基づき着実に実施されており、特に改善点はない。
B	概ね順調に進んでいる。	軽微な改善すべき点があり、業務運営の改善が必要である。
C	進捗が遅れている。	業務運営の更なる改善が必要である。
D	進捗が大幅に遅れている。	重大な改善すべき点があり、業務運営の抜本的な改善が必要である。

（５）評価委員会からの意見聴取

ア 目 的

業務の実績に関する評価を行うときは、地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会条例第２条の規定により評価委員会による意見聴取を実施し、評価の客観性、公正性、中立性の視点を確保するもの。

イ 開催日時

令和７年８月１日（金）及び８月４日（月）１８時３０分 ～ ２０時３０分

ウ 委員名簿

職 名	氏 名	備 考
一般社団法人 長崎市薬剤師会 会長	上田 展也	
国立大学法人 長崎大学 経済学部教授	岡田 裕正	委員長
国立大学法人 長崎大学 長崎大学病院 病院長	尾崎 誠	
公益社団法人 長崎県看護協会	坂井 和子	

職 名	氏 名	備 考
長崎商工会議所 副会頭	佐々木 達也	
一般社団法人 長崎県医師会 副会長	釣船 崇仁	
長崎純心大学 人文学部 教授	飛永 高秀	

(6) 令和6年度業務実績評価（年度評価）

評 価 単 位		令和6年度評価
第1 中期目標・中期計画の期間 令和6年4月1日から令和10年3月31日まで (年度計画の期間) (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)		
第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
1 診療機能		
(1) 担う医療		
ア 救急医療		B
イ 急性期・高度急性期医療		B
ウ 小児・周産期医療		B
エ 政策医療		A
(2) 地域の医療連携の推進		A
(3) 医療安全対策の徹底		A
2 患者・市民の視点に立った医療の提供・満足度の向上		A
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項		
1 持続可能な病院運営		B
2 魅力ある職場環境づくりと人材確保・育成		

評 価 単 位		令和6年度評価
	(1) 働きがいのある職場づくり	
	ア 業務改善	B
	イ 働きやすい職場環境の構築	B
	(2) 人材確保、適正配置	C
	(3) 人材育成	
	ア 医療人材の育成	A
	イ 経営管理人材の育成	B
	ウ 人事評価制度の活用	A
	3 業務運営の改善	
	(1) 適正な業務運営	B
	(2) DXの推進	B
第4 財務内容の改善に関する事項		
	1 地方独立行政法人の自主性、自律性を活かした持続可能な財務運営	
	(1) 財務改善	C
第5 その他業務運営に関する重要事項		
	1 法令の遵守	B
	2 サイバーセキュリティ対策	C

(7) 評価単位別評価結果

第1 中期目標の期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日まで

※評価対象：令和6年度業務実績

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

評価単位	令和6年度業務実績評価	
	評価結果	評価の理由
1 診療機能		
(1) 担う医療		
ア 救急医療	B	救急車受入件数（4,057件）については、前年並みの件数を維持することができており、早期転院プロジェクトを発展させて後方支援病院との連携を強化することで、応需率の向上と患者の重症度に合わせて適切に地域の医療機関へ搬送する体制の構築に繋がっている。 また、人材確保のために院内外で協議し、地域における医療従事者の教育やリクルート活動についても積極的に行ってきたことから、中期目標の達成に向け、概ね順調に進んでいると評価し、Bと判定した。 【業務運営の改善点】 救命救急専従医については、中期計画において10名以上を確保することを目標に掲げているものの、令和7年4月時点で5名となっていることから、24時間365日救命救急センターに常駐する体制の実現に向け、救命救急専従医の人材確保の取組みをより一層推進すること。
イ 急性期・高度急性期医療	B	新規医療技術の導入や医療の質の向上に向けて様々な職種が取り組んでいることから、急性期・高度急性期医療の中核的役割を果たしており、中期目標の達成に向け、概ね順調に進んでいると評価し、Bと判定した。 【業務運営の改善点】 新規医療技術の導入や医療の質の向上に向けて様々な職種が取り組んでおり、急性期・高度急性期医療の中核的役割を果たしているが、年度計画に掲げていた外来化学療法室の拡充ができなかったことについて、今後、経営の改善状況や病床削減に伴う院内施設の再編の進捗を踏まえて、拡充を行うべきかどうかの再検討を行うこと。

評価単位			令和6年度業務実績評価	
			評価結果	評価の理由
	ウ 小児・周産期医療	B	病床数制限のためユニットマネジメントの実施が十分でなかったが、現場での教育は着実に実施されており、病床再編に向けて条件が整えば、ユニットマネジメント体制の運用が可能であると考えられることから、中期目標の達成に向け、概ね順調に進んでいると評価し、Bと判定した。 【業務運営の改善点】 不採算医療である小児・周産期医療を確実に実施しているが、実施が不十分なユニットマネジメントについては、病院規模（病床数）や診療内容、職員数の適正化を踏まえて行うこと。また、小児・周産期の医師の確保に努めること。	
			令和6年4月に改正感染症法に基づく医療措置協定を長崎県と締結し、第1種協定指定（病床を確保する）医療機関及び第2種協定指定（発熱外来の医療提供を行う）医療機関の指定を受けており、また、地域の医療機関と連携した災害訓練を実施するなど、第二種感染症指定医療機関及び災害拠点病院として機能向上に取り組んでいることから、中期目標の達成に向け、順調に進んでいると評価し、Aと判定した。	
	(2) 地域の医療連携の推進	A	紹介率および介護連携指導料の算定数や退院時共同指導数は目標を達成し、円滑な転院調整や在宅等への退院支援に繋がっている。また、地域医療従事者等への講演会が開催され、医療相談件数も増えてきており、地域の医療機関との連携を図り地域医療支援病院としての役割を果たしていると考えられることから、中期目標の達成に向け、順調に進んでいると評価し、Aと判定した。	
	(3) 医療安全対策の徹底	A	適切な医療安全対策の実施により、医療事故の発生防止に努めており、全職員を対象として情報共有と学習の機会を設けていることで、職員の医療安全に対する意識が着実に浸透してきたと考えられる。また、インシデント・アクシデント報告件数が目標値を大きく上回っており、特に医師において、インシデント・アクシデントの患者影響度レベル0～2の報告件数が増えていることは、医療安全に係る取り組みの成果が出ていると考えられることから、中期目標の達成に向け、順調に進んでいると評価し、Aと判定した。	

評価単位	令和 6 年度業務実績評価	
	評価結果	評価の理由
2 患者・市民の視点に立った医療の提供・満足度の向上	A	患者やその家族からの病状や治療に伴う就労状況に関する相談に対し、社会福祉士が相談を受け、勤務時間や就労の回数等の助言を行い、院内にハローワークの専門職員による相談室を設置し、支援を行っていることや、外来患者及び退院患者へのアンケートにおいて、90%近くの方が満足したと回答していることについては評価できる。 加えて、地域住民との交流促進のため、病院祭りを開催し、約 1,200 人が来場しており、子どもたちが医師や看護師、その他コメディカルの仕事を経験することができ、また、病気についての知識を得ることができる機会を提供している。 このような取組みは、全国的にも医療人材の確保が困難な状況となってきた状況下において、将来の医療人の育成にも寄与するものであることから、中期目標の達成に向け、順調に進んでいると評価し、Aと判定した。

第 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

評価単位	令和 6 年度業務実績評価	
	評価結果	評価の理由
1 持続可能な病院運営	B	令和 6 年度において、経営改善のため、医業経営コンサルタントを活用し、経営改善策の検討、渉外活動の実施、みなとメディカルセンターと類似機能を持ち経営状況がよい病院へ多くの職員が視察に行くなど、経営改善、職員の意識改革の取組みは評価できる。 また、中期目標に記載の適正な診療規模の導出についても、市議会等外部に向け、当初予定を前倒しして、その実施意向を示したことは大いに評価できることから、中期目標の達成に向け、概ね順調に進んでいると評価し、Bと判定した。 なお、財務改善に関する評価については、第 4-1-（1）財務改善の欄において後述する。 【業務運営の改善点】 持続可能な病院運営となるよう、引き続き医業経営コンサルタントを活用し、病院規模（病床数）の導出と診療内容、職員数の適正化に係る病院の構造改革に取組み、令和 7 年 11 月議会において、これら構造改革案を踏まえた第 4 期中期計画の変更議案を提案できるよう整理・検討を行うこと。

評価単位	令和6年度業務実績評価	
	評価結果	評価の理由
2 魅力ある職場環境づくりと人材確保・育成		
(1) 働きがいのある職場づくり		
ア 業務改善	B	新たな取り組みや課題について検討が行われ、様々な職種の業務改善が推進されていることから、中期目標の達成に向け、概ね順調に進んでいると評価し、Bと判定した。 【業務運営の改善点】 医師の時間外については、時間外削減に向けた取り組みの成果もあり、減少傾向にあるものの、時間外が月 100 時間を超える医師もいることから、目標である月平均 80 時間以内を達成するためには、働き方改革の取り組みをより一層推進すること。
イ 働きやすい職場環境の構築	B	職員の健康診断後の二次検診受診率については、令和5年度の34.7%から令和6年度の30.5%と下がっており、目標を達成できなかった。 しかしながら、職員の満足度調査においては、「仕事満足度」や「成長の実感」項目が向上していること、看護師の離職者が減していることなどから昨年度と比して働きやすい職場に向かっていると判断でき、中期目標の達成に向け、概ね順調に進んでいると評価し、Bと判定した。 【業務運営の改善点】 職員の健康増進・疾病予防のため、二次検診受診率向上に向けた取り組みを行うこと。
(2) 人材確保、適正配置	C	業務量調査に基づく職員の適正配置計画の作成については、着手することができなかったことから、中期目標の達成に向け、進捗が遅れていると評価し、Cと判定した。 【業務運営の改善点】 現在、病床数については、420床（一般病床401床）で運用しているが、現病院開院時の513床規模での人員配置数となっており、各部門の職員数を診療規模に見合った数にする必要があるが、令和6年度に予定していた業務量調査が実施できておらず、適正配置数を設定できていない。 適正配置数を決めなければ、職員の採用計画にも多大な影響がでることになる。 令和7年度においては、診療規模の導出及び職員数の適正化を実施する予定としているため、各部門の職員数については、医業経営コンサルタントから提供されるみなとメディカルセンターと同規模類似機能を持つ他病院の職員数と比較するなどし、診療規模に見合った適正配置数を定めること。 また、定めた配置数に対し、職員数が多い部門（職種）については、適正配置数にするための取り組みを行うこと。

評価単位		令和6年度業務実績評価	
		評価結果	評価の理由
(3) 人材育成			
ア 医療人材の育成		A	計画を立てて着実に人材の育成が実施されており、認定看護師数や臨床研修医指導医資格取得者数など、目標数を超えて達成できていることから、中期目標の達成に向け、順調に進んでいると評価し、Aと判定した。
イ 経営管理人材の育成		B	経営管理人材を育成するために研修会を開催するなど、人材育成に向けた取組みは一定評価できるが、経営管理を担う意識の向上については改善の余地があると考えられる。 以上のことから中期目標の達成に向け、概ね順調に進んでいると評価し、Bと判定した。 【業務運営の改善点】 令和6年度の第1四半期までは、看護師不足による経営状況の悪化という認識に対し、医業経営コンサルタントから、看護師数は充足しており、悪化の原因は別にある旨の指摘を受けた。このことは病院の経営判断において重大な影響を及ぼすものであり、経営管理に関する分析力が著しく不足していると考えられる。 引き続き、病院経営に関する企画力、分析力、実行力を強化するため、研修会を開催するなどし、経営管理人材の育成と意識の醸成に努めること。
ウ 人事評価制度の活用		A	計画に沿って人事評価制度の検討や人事評価制度の研修が行われており、医師以外の課長級以上の職員に対し、人事評価による給与への反映ができていることから、中期目標の達成に向け、順調に進んでいると評価し、Aと判定した。
3 業務運営の改善			
(1) 適正な業務運営		B	公開資料の分析や経営コンサルタントの指摘、さらには行政機関との連携により病床数を見直し、医療資源を重点投入することで適正な業務運営に努め、監査指摘事項に対しても一定の対応を行っており、中期目標の達成に向け、概ね順調に進んでいると評価し、Bと判定した。 【業務運営の改善点】 医業経営コンサルタントを導入し、また、行政と毎月定例会議を開催し、意見交換を行うなど、第三者の参画を積極的に推進し、経営改善に向けた取組みを行い、経常損失は令和5年度の約18億円から令和6年度は約12億円（減損処理を含めると約31億円）と改善してきていることは大いに評価できるが、収支均衡させるためには厳しい状況となっている。 また、監事監査の指摘事項のうち、対応が不十分なものや指摘の趣旨と合致していない業務が多々ある。指摘事項に対して、適切な対応、事務処理を直ちに行うよう努めること。

評価単位		令和 6 年度業務実績評価	
		評価 結果	評価の理由
	(2) D X の推進	B	D X の推進に向け高いスキルを有するスタッフの確保や電子処方箋の導入などに対するシステム改修は完了しており、中期目標の達成に向け概ね順調に進んでいると評価し、B と判定した。 【業務運営の改善点】 令和 6 年度において、システムエンジニアを確保し、医療情報センターの体制強化を行ったこと、電子処方箋の導入やマイナ保険証によるオンライン資格確認など、医療 D X の取組みについては評価できるものの、医療 I T 人材の院内登用の推進ができていないことから、引き続き院内 D X 組織体制の強化を諮ること。 加えて、文書管理システムや電子入札の導入に向け、取組みをより一層推進すること。

第 4 財務内容の改善に関する事項

評価単位		令和 6 年度業務実績評価	
		評価 結果	評価の理由
1 地方独立行政法人の自主性、自律性を活かした持続可能な財務運営			
	(1) 財務改善	C	令和 6 年度においては、第 1 四半期（4 月～6 月）に大幅な損失（約 5 億 2 千万円）を出したものの、その後、医業経営コンサルタントを導入し、地域の医療機関との連携強化の取組みや県外の類似病院の視察、職員の意識改革、病棟業務のオペレーションの改善を行うなど、経営改善に取り組んだ結果、令和 5 年度と比較し、医業収益や入院患者数が増加したことについては評価できる。 しかしながら、令和 6 年度の経常損失は、約 1 2 億円（減損処理を含めると約 3 1 億円）、期末資金残高も令和 5 年度末の約 4 8 億円から約 2 9 億円に減少しており、依然として財務状況は厳しい状況にあることから、中期目標の達成に向け、進捗が遅れていると評価し、C と判定した。 【業務運営の改善点】 今後も患者紹介や逆紹介を推進し、地域連携を強化するなど、入院患者数を増やすための努力を行うとともに、医業費用を抑制するための取組みを行い、病院の診療規模（病床数）と診療内容、職員数の適正化に係る病院の構造改革に取組み、令和 7 年 1 1 月議会において、これら構造改革案を踏まえた第 4 期中期計画の変更議案を提案できるよう整理・検討を行うこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

評価単位	令和6年度業務実績評価	
	評価結果	評価の理由
1 法令の遵守	B	【評価理由】 令和6年7月にコンプライアンス委員会を新たに設置し、外部委員を入れて意見を聴くなど、法令等違反の発見と是正に向けた取組みは一定評価できるが、同委員会後における各案件ごとの再発防止に向けた具体的な取組みがまだ見えない。 以上のことから、中期目標の達成に向け、概ね順調に進んでいると評価し、Bと判定した。 【業務運営の改善点】 職員一人ひとりが関係法令を遵守するとともに、対象となった職員への厳正な対応を含め、今後、二度と同様の事案が起きないように、不適切な事案に至った原因について、十分な分析を行い、再発防止策を講じること。 また、今回行う令和6年度の評価対象事案には含まれないが、令和5年度において、院内におけるパワーハラスメントという不適切な事案が発生しており、このことは組織内において「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が遵守されていなかったといえることから、「第3-2-(3) イ 経営管理人材の育成」にも関連するが、院内でパワーハラスメントが起きないように、管理職に向けたパワーハラスメントに関する研修を継続して開催するなど、パワーハラスメント防止措置をより一層強化するとともに、長崎市と連携して再発防止に努めること。
2 サイバーセキュリティ対策	C	サイバー攻撃の脅威が近年増大してきており、セキュリティの確保に必要な措置を講じる必要があるが、ハード面及びソフト面ともに計画の進捗が遅れており、更なる取組みが必要であることから、中期目標の達成に向け、進捗が遅れていると評価し、Cと判定した。 【業務運営の改善点】 全国的に医療機関に対するランサムウェア等によるサイバー攻撃により、個人情報の流出や電子カルテの利用制限が生じ、地域の医療提供体制へ影響が出る事案が起こっており、サイバーセキュリティ対策は病院運営において非常に重要である。 しかしながら、導入を計画していた USB メモリよりも情報漏洩のリスクが少ないオンラインストレージの導入及び令和5年度に導入を検討していたネットワーク監視システムに関しては、ともに導入に至っていないことから、令和7年度においては、院内各システム及び医療機器のリモートメンテナンスに使用している通信回線について、外部からの不正アクセスを遮断するためのリモートメンテナンス管理システムを導入し、情報セキュリティの強化を図ること。

(8) 評価委員会からの意見（抜粋）

第1 中期目標・中期計画の期間 令和6年4月1日から令和10年3月31日まで

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 診療機能

(1) 担う医療

ア 救急医療

- ・市の他の審議会資料と業務実績評価資料の救急医の確保等に関する記述が異なるように見えるため、整合させてほしい。
- ・救急の看護師確保には至らなかったとあるが、全体として看護師が足りているのか足りていないのかわかりづらい。

ウ 小児・周産期医療

- ・NICUを管理する医師の確保については、長崎大学も確保が厳しい状況であるので、みなとメディカルセンターにおいてもNICUの医師の確保について改善点として触れてみてはどうか。

(2) 地域の医療連携の推進

- ・地域の医療連携の推進における各種調整・仲介役としての社会福祉士の役割をきちんと評価すべき。

(3) 医療安全対策の徹底

- ・インシデント・アクシデントの報告件数が増え、患者影響度レベル0～2も増えており、特筆すべき結果である。
- ・他の医療機関では、医師の報告件数は多くない傾向にあるので、みなとメディカルセンターの医療安全の取組みについては評価できる。

2 患者・市民の視点に立った医療の提供・満足度の向上

- ・患者満足度が90%あるということは素晴らしい。
- ・病院祭りを開催し、1,200人が来場したと記載があるが、子どもたちも参加する中で、このような取組みは将来的な医療人の育成につながると思う。
- ・社会福祉士が患者の就労支援に関わっているのは、よい取組みであり評価できる。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 持続可能な病院運営

- ・入札で医業経営コンサルタントを導入したということだが、今年度もまだ前半だが、導入した効果は出てきているのか。

2 魅力ある職場環境づくりと人材組穂・育成

(1) 働きがいのある職場づくり

イ 働きやすい職場環境の構築

- ・職員満足度調査で、職員のやりがい、達成感の項目が低下しているのが気になる。やりがいが低いと就労継続意欲にもつながっていくので、そこを上げていけるように取組んでほしい。
- ・二次検診受診率が令和6年度目標 35.0%に対して 30.5%と低く、令和5年度の 34.7%よりも低い。取組みの内容は前年度と変わらないということなので、今後、要因を分析してほしい。

(2) 人材確保、適正配置

- ・中期計画において、目標とする病棟看護師数を 375 人と記載しているが、これから各部門の適正配置数を見直していく中で、記載を変更する必要があるのではないか。
- ・令和7年10月頃に看護師の適正配置数を決めるということだが、10月に看護師の数を決めても看護師を採用する時期は過ぎていると思うが大丈夫なのか。また、仮に病床を更に1病棟減らすとなった場合は、看護師が余ることになるのではないか。

(3) 人材育成

ア 医療人材の育成

- ・中期計画で職員の学会発表の支援と記載しているが、大学でもそうだが、学会発表ができるということは魅力的でもあるので、積極的に支援を行っているのであれば、その成果や内容を評価に記載すべき。
- ・特定行為研修を修了した看護師については、職場においてスキルアップした役割を持たせた方がいいと思うし、給与面でも反映させてあげた方が特定行為研修を受ける人の増加につながると思う。

イ 経営管理人材の育成

- ・適正人員の把握は難しいことだと思っており、どの産業界も同じで、失礼な言い方にはなるが、現場は人が足りないと必ずいうので、医業経営コンサルタントの意見を聞いて、適正な人員を把握するというのはいい取組みだと思う。

- ・在院患者数の目標を 319 人としているが、現在、一般病床 401 床で運用しているのであれば、通常は今ある病院の資源を最大限に活かす必要があるため、満床を目標値とすると思うが、8 割しかベッドを埋めないというのは目標としていかなものか。
- ・年度計画において、管理職に向け、パワーハラスメント研修等を開催し、管理職のスキル向上と組織運営の改善を図るとあるが、院内におけるパワーハラスメントという不適切な事案が、評価対象年度ではないものの、令和 5 年度に発生しており、更なるハラスメント防止策に取り組む必要があると思う。

ウ 人事評価制度の活用

- ・課長補佐級以下の職員への給与反映については、病院機構の説明では、令和 7 年度に組合交渉等を行うということであるため、中期目標期間内には目標達成できるよう進めているようなので、一定進捗が図られているのではないか。今回の評価は第 4 期中期目標期間の初年度の評価であり、あくまで中間の評価であるため、中期目標達成に向けては順調に進んでいると評価していいのではないか。

3 業務運営の改善

(2) DX の推進

- ・システムエンジニアを採用するというだけでも難しい中で、よく採用できたなと思うので、その点については評価できる。

第 4 財務内容の改善に関する事項

1 地方独立行政法人の自主性、自律性を活かした持続可能な財務運営

(1) 財務改善

- ・減損というのは外部的な要因で行うものになるので、病院ではコントロールがしにくいものだと思うが、令和 6 年度に減損処理を行った結果、約 31 億円の総損失となっており、これはみなとメディカルセンターを建設した時の患者予測や医業収益の予測など、見込みが甘かったということではないかと思う。これから 20 年先の長崎市の人口予測も重要だと思うので、機構の方で予測する人口数と整合を取るようにしてほしい。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 法令の遵守

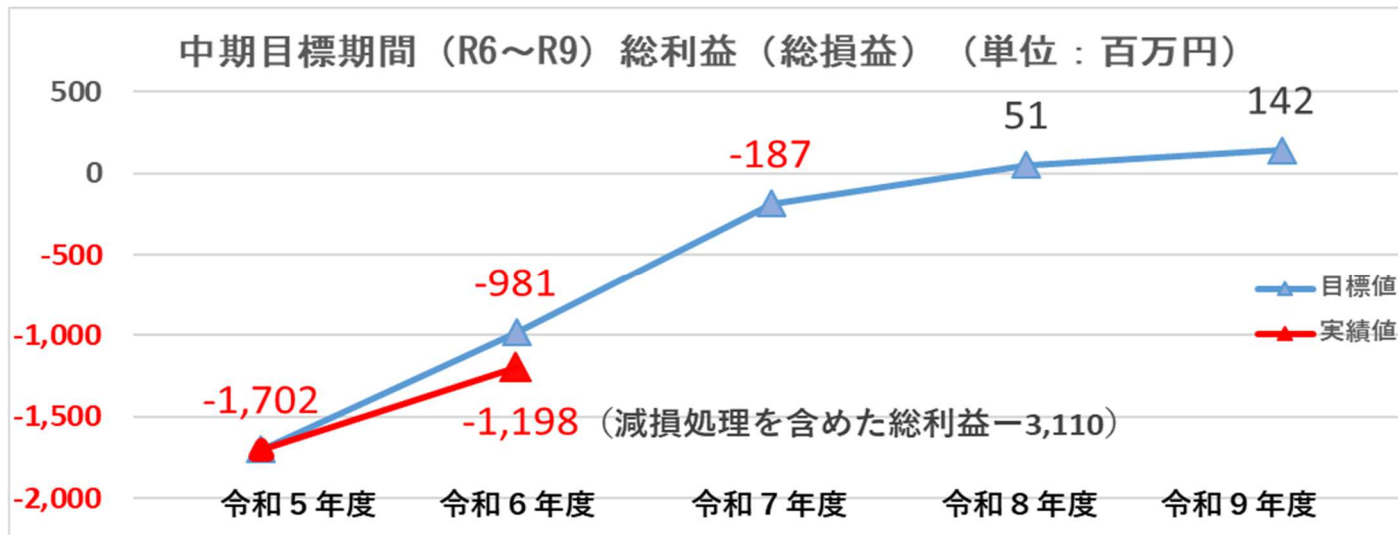
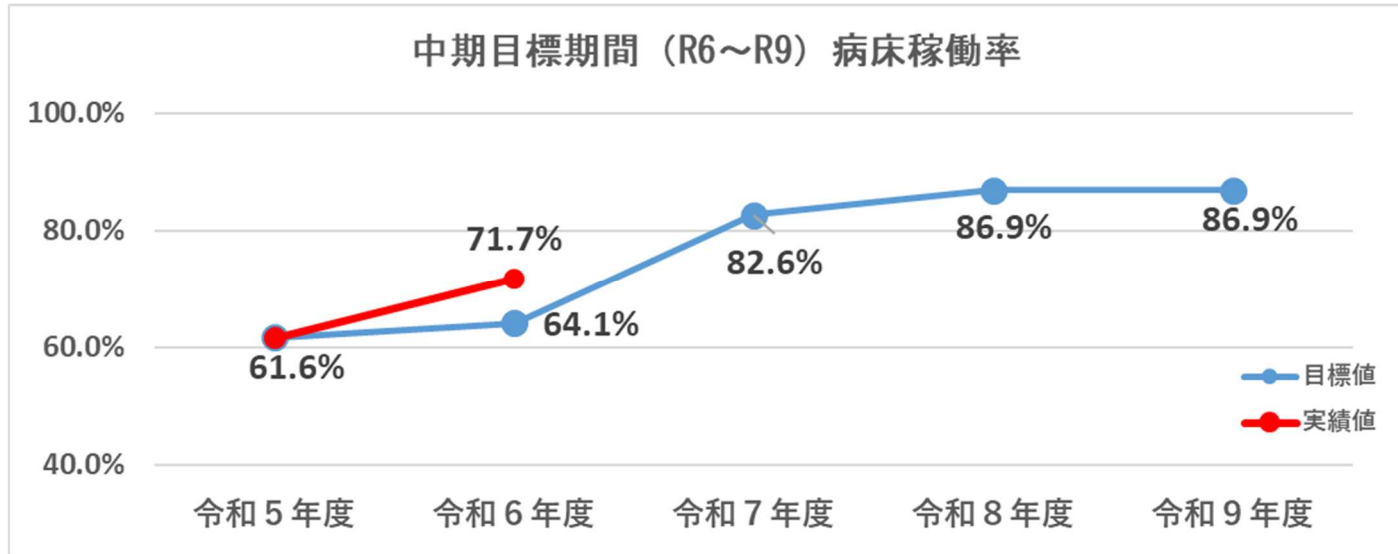
- ・院内におけるパワーハラスメントという不適切な事案について、令和7年8月4日に報道がなされており、令和5年度に起きた事案であるとはいえ、パワハラ防止法が遵守されていないことから、C評価に下げべきではないか。
- ・パワーハラスメントの事案については、今回の評価年度である令和6年度に起きた事案ではないものの、新聞報道になっている点と職員教育、指導を含めたハラスメント防止という観点からC評価としてもいいのではないか。
- ・法令遵守のための迅速な手続きと部局内の情報共有、適切な情報開示の必要があると思う。
- ・パワーハラスメントの事案については、今回の評価年度である令和6年度に起きた事案ではなく、令和5年度に起きたものであり、令和6年度は不適切な事案もなく、新たにコンプライアンス委員会を設置するなどの取り組みも行っているので、B評価のままでいいのではないか。
- ・長崎市と病院機構の連携を含めた市長のガバナンスを強く求める。

○その他評価委員会全体を通しての意見

- ・今回の評価結果については、幹部職員だけでなく、現場の職員含め、全ての職員に共有するようにしてほしい。
- ・業績が振るわなかったために令和7年6月の役員の業績手当を減額したということだが、減額すると成り手がいなくなると思う。他の自治体の地方独立行政法人も減額した例があるということだが、全国的に病院経営が悪化しているというのは経営者の問題ではなく、診療報酬も含めて制度全体の問題でもあるので、減額するのはいかがなものかと思う。
- ・役員の業績手当を減額したという事実を現場の職員含め、全ての職員に伝えてほしい。病院の経営状況がかなり厳しい状況になっているということを全職員に知ってもらい、危機意識を持ち、共有することが大切だと思う。
- ・長崎市地域医療審議会において、みなとメディカルセンターの病床数や職員数の適正化など、病院の構造改革について議論をするということだが、評価委員会の意見も伝えていただき、構造改革の変更内容については、評価委員会にもフィードバックしていただきたい。
- ・みなとメディカルセンターは不採算医療など公立病院でしかできない医療を行っているので、地域のための病院であることを意識して、構造改革に取り組んでほしい。

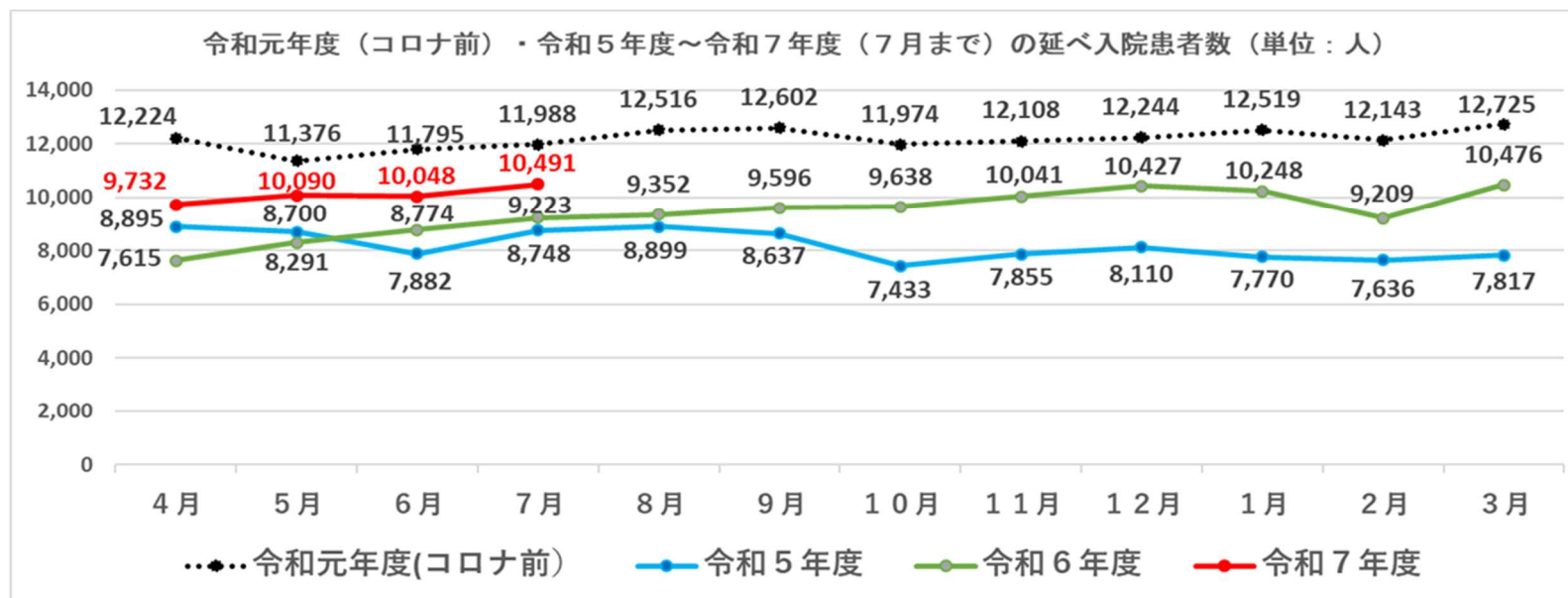
3 長崎みなとメディカルセンターの現状と今後の構造改革について

(1) 第4期中期目標期間（令和6年度～令和9年度）における目標値

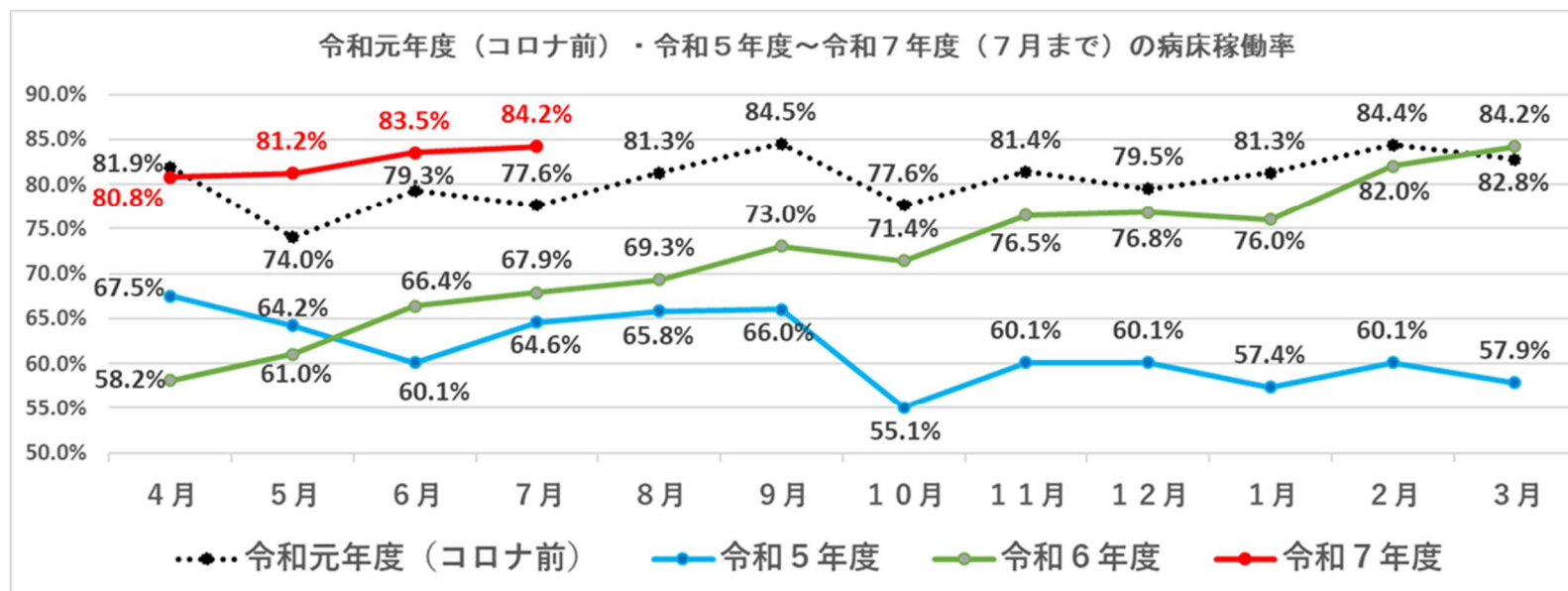


中期計画の目標値については、現在検討を進めている診療規模・診療内容・職員数の適正化に係る構造改革の内容を踏まえて、令和8年度以降の目標値を再設定する。
(令和7年11月議会提案予定)

(2) 入院患者数と病床稼働率

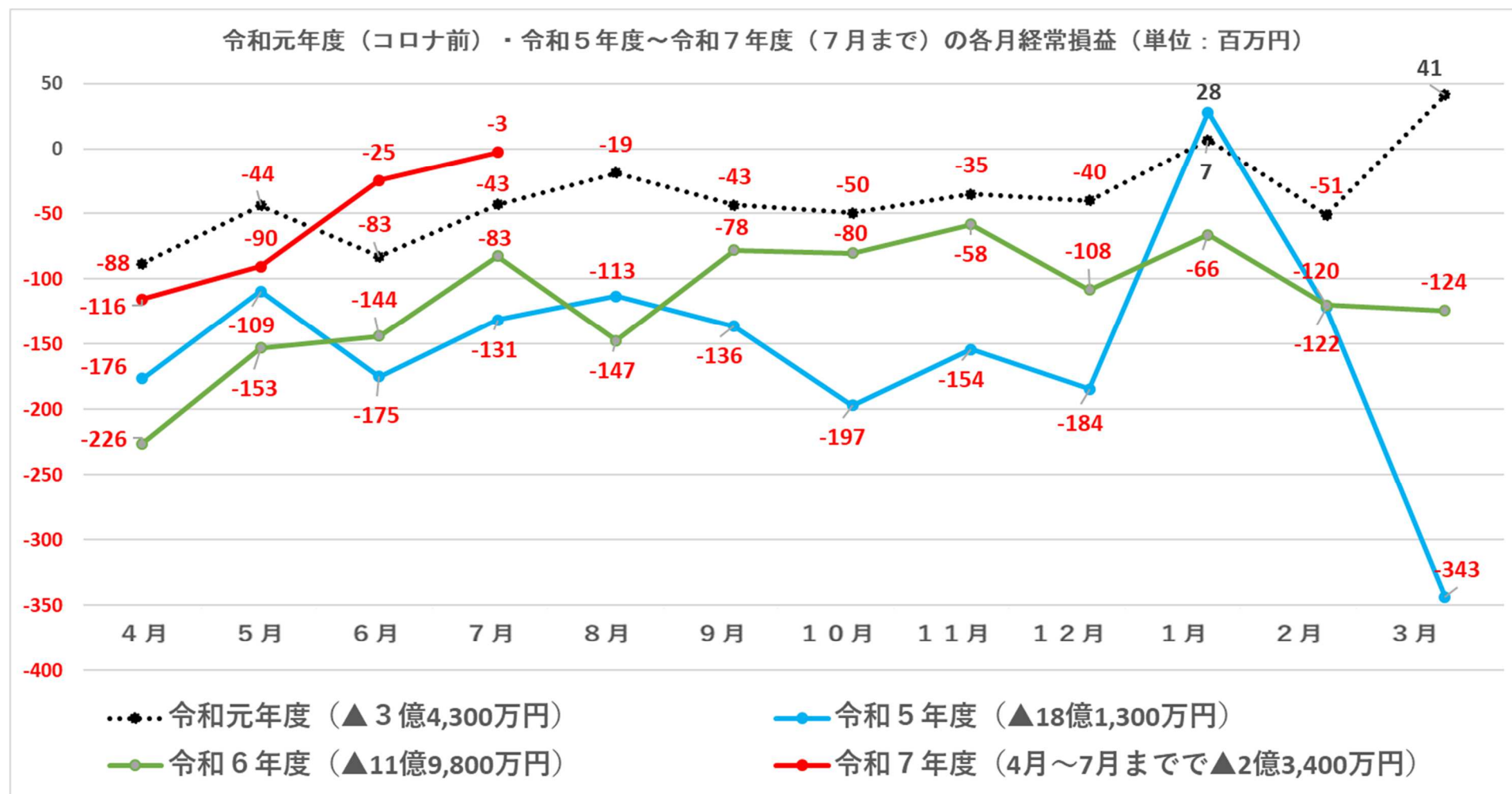


令和6年度第2四半期から令和7年度においては、医療経営コンサルタントを導入し、地域の医療機関との連携強化など経営改善策に取り組んだ結果、病床稼働率は上昇し、入院患者数も増加してきている。



※一般病床数については、令和元年度は494床、令和5年4月～令和7年1月までは435床、令和7年2月～現在は401床で運用している。

(3) 損益収支の状況



令和6年度の第2四半期から徐々に改善傾向にはあるが、依然として赤字からは脱却できない状況にあり、第4期中期計画の令和7年度目標損益収支（▲1億8,700万円）に対し、4月からの7月までの損益収支が▲2億3,400万円となっており、目標値と大きく乖離している状況にあることから、病院の構造改革（診療規模・診療内容・職員数の適正化）を行う必要がある。

⇒構造改革案を踏まえた第4期中期計画の変更議案を令和7年11月議会へ提案予定

(4) 令和6年度決算状況

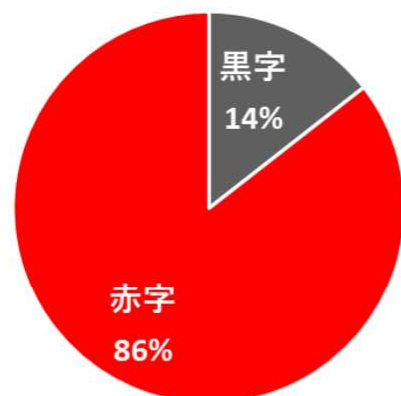
区 分	第3期中期計画				第4期中期計画
	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算	令和5年度 決算	令和6年度 決算
収益の部	16,489	17,354	16,051	13,568	15,037
営業収益	16,276	17,234	15,826	13,429	13,989
医業収益	11,616	12,333	11,904	12,029	12,732
入院収益	8,511	9,049	8,485	8,537	9,502
外来収益	2,902	3,094	3,266	3,348	3,112
その他医業収益	202	190	153	145	118
運営費負担金収益	629	641	610	586	585
補助金等収益 他(コロナ補助金含む)	3,518	3,727	2,768	265	74
資産見返負債戻入	512	533	543	549	598
営業外収益	115	118	119	138	142
運営費負担金	34	32	31	32	33
その他営業外収益	82	86	88	107	108
臨時利益	99	2	106	0	906
費用の部	14,463	15,115	15,253	15,389	18,147
営業費用	14,287	14,748	14,991	15,196	15,136
医業費用	13,791	14,223	14,441	14,623	14,560
給与費(※一般管理費を含む)	7,880	7,974	7,906	7,749	7,592
材料費	3,070	3,283	3,445	3,773	3,827
経費(※一般管理費を含む)	1,900	2,025	2,135	2,055	2,220
減価償却費(※一般管理費を含む)	917	919	924	1,000	883
その他	24	23	31	46	39
控除対象外消費税等	479	508	534	554	576
営業外費用	173	171	174	185	192
臨時損失	3	196	88	8	2,814
経常損益	1,931	2,433	779	-1,813	-1,198
純損益	2,027	2,239	798	-1,821	-3,110
目的積立金取崩額	0	0	20	119	0
総利益	2,027	2,239	818	-1,702	-3,110
期末資金残高	2,683	4,523	3,713	4,772	2,945

令和6年度決算は、医業活動等による経常損失▲約12億円に、減損処理を行うことで発生する臨時損失▲約28億円が加わり、減損に対応する臨時利益約9億円を控除した総利益は、▲約31億円となっている。

(5) 全国の自治体病院の経営状況

令和6年度決算の状況

経常損失を生じた会員病院の割合は約9割



<参考>
医業損失を生じた会員
病院の割合は95%

n=657 (会員の78%)

調査対象：会員841病院
回答数：687病院 (回答率：82%)
有効回答数：657病院 (全体の78%)

地域の役割別

	病院数	赤字	赤字割合
感染症指定医療機関 ^a	205	192	94%
へき地医療拠点病院 ^b	158	142	90%
災害拠点病院 ^c	266	251	94%
不採算地区中核病院 ^d	152	140	92%
救命救急センター ^e	100	93	93%

<参考> 経常損失を生じた公立病院数の割合



(出典)「公立病院の現状と課題等について」(総務省)

a)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した病院。b)「へき地保健医療対策実施要綱」により都道府県知事が指定している病院。c)「災害時における医療体制の充実強化について」に定めるところにより都道府県において指定した病院。d)当該病院から最寄りの病院までの移動距離が15km以上、又は当該病院の半径5km以内の人口が10万人未満に所在する100床以上500床未満の許可病床を有する一般病院であって、都道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられ、へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けている病院。e)「救急医療対策事業実施要綱」に規定された救命救急センター、高度救命救急センター及びそれらを併設する病院。

1

(出典：全国自治体病院協議会資料 会員病院の令和6年度決算状況調査の結果(概要)より)

○会員病院からの財政措置への主な意見・要望

- ・物価高騰、人件費上昇が病院経営を著しく圧迫しており、大幅な診療報酬の引き上げが必要。
- ・賃上げが診療報酬でカバーできないため、期中の診療報酬の改定やベースアップ評価料の増額が必要。 など

(6) 構造改革に係る今後のスケジュール

時期	内容
令和7年9月中旬	所管事項調査
9月下旬	「長崎市地域医療審議会」において、医療・介護関係者等から構造改革案について意見聴取
10月上旬	県の「地域医療構想調整会議」において、みなとメディカルセンターの削減病床数について了承
11月下旬	構造改革案を踏まえた第4期中期計画の変更に係る議案提案 ※第4期中期計画の主な変更内容（予定） ・削減病床数の決定と病床数に応じた各種目標値（病床稼働率、延べ入院患者数等）の変更 ・予算（人件費の見積り含む）、収支計画及び資金計画の変更 ・施設及び設備に関する計画（病院施設、医療機器等整備に係る予定額）の変更 ・病棟看護師確保数の変更（職員数の適正化に伴い、削減病床数に見合う各部門の職員数の決定）

(7) 診断書料の料金改定について

1 概要

近年の人件費及び物価の高騰の影響を踏まえ、受益者負担の観点から、平成24年4月の独法化以降、価格を据え置いていた長崎みなとメディカルセンターの診断書料金について、適正な受益者負担につなげるため見直しを行うもの。

（参考）地方独立行政法人長崎市立病院機構第4期中期計画 第10 料金に関する事項 別表

区分	単位	金額
診断書料	1通につき	3,000円以上7,000円以下

※診断書料の料金改定については、第4期中期計画に定める金額の範囲内であったことから、別途提案している「第177号議案 地方独立行政法人長崎市立病院機構第4期中期計画の変更の認可について」の変更には含めていない。

2 変更内容

種別		見直し後	現行料金	増加額
普通診断書		4, 000円	3, 000円	1, 000円
健康診断書		4, 000円	3, 000円	1, 000円
特別診断書 (意見書含む)	複雑な記載を要するもので理事長が別に定めるもの	7, 000円	7, 000円	-
	上記以外のもの	7, 000円	5, 000円	2, 000円
普通死亡診断書		6, 000円	3, 000円	3, 000円
特別死亡診断書 (死体検案書等含む。)		7, 000円	5, 000円	2, 000円

3 単価設定の積算

ア 積算の考え方

各種診断書発行の際に発行に携わる職員（医師・看護師・医師事務作業補助者・医事課職員）の業務量に対する人件費に、一般管理費率（用紙代などの経費）を加えた額

イ 積算内容

分類	積算根拠		単価 (円)	時間 (分)	業務量 (円)
普通診断書 健康診断書	人件費	医師	1 5 6	1 5	2, 3 4 0
		看護師	5 5	5	2 7 5
		医師事務作業補助者	2 5	1 5	3 7 5
		医事課	5 6	5	2 8 0
	小 計				3, 2 7 0
	一般管理比率	2 5. 4 5 %			8 3 2
	合 計				4, 1 0 2 ≡ (新料金) 4, 0 0 0
特別診断書	人件費	医師	1 5 6	3 0	4, 6 8 0
		看護師	5 5	5	2 7 5
		医師事務作業補助者	2 5	2 0	5 0 0
		医事課	5 6	5	2 8 0
	小 計				5, 7 3 5
	一般管理比率	2 5. 4 5 %			1, 4 6 0
	合 計				7, 1 9 5 ≡ (新料金) 7, 0 0 0

分類	積算根拠		単価（円）	時間（分）	業務量（円）
特別診断書	人件費	医師	1 5 6	3 0	4, 6 8 0
		看護師	5 5	5	2 7 5
		医師事務作業補助者	2 5	2 0	5 0 0
		医事課	5 6	5	2 8 0
	小 計				5, 7 3 5
	一般管理比率	2 5. 4 5 %			1, 4 6 0
	合 計				7, 1 9 5 ≡（新料金）7, 0 0 0
特別診断書 （上記以外）	人件費	医師	1 5 6	3 0	4, 6 8 0
		看護師	5 5	5	2 7 5
		医師事務作業補助者	2 5	2 0	5 0 0
		医事課	5 6	5	2 8 0
	小 計				5, 7 3 5
	一般管理比率	2 5. 4 5 %			1, 4 6 0
	合 計				7, 1 9 5 ≡（新料金）7, 0 0 0
普通死亡診断書	人件費	医師	1 5 6	2 5	3, 9 0 0
		看護師	5 5	5	2 7 5
		医師事務作業補助者	2 5	1 5	3 7 5
		医事課	5 6	5	2 8 0
	小 計				4, 8 3 0
	一般管理比率	2 5. 4 5 %			1, 2 2 9
	合 計				6, 0 5 9 ≡（新料金）6, 0 0 0
特別死亡診断書	人件費	医師	1 5 6	3 0	4, 6 8 0
		看護師	5 5	5	2 7 5
		医師事務作業補助者	2 5	2 0	5 0 0
		医事課	5 6	5	2 8 0
	小 計				5, 7 3 5
	一般管理比率	2 5. 4 5 %			1, 4 6 0
	合 計				7, 1 9 5 ≡（新料金）7, 0 0 0

4 料金変更に伴う影響見込額

種別		見直し後	現行	増加額	令和6年度実績（件数）	影響見込額
普通診断書（健康診断書含む。）		4,000円	3,000円	1,000円	1,393件	1,993千円
特別診断書 （意見書含む）	複雑な記載を要するもので理事長が別に定めるもの	7,000円	7,000円	-	417件	-
	上記以外のもの	7,000円	5,000円	2,000円	2,644件	5,288千円
普通死亡診断書		6,000円	3,000円	3,000円	255件	765千円
特別死亡診断書（死体検案書等含む。）		7,000円	5,000円	2,000円	29件	58千円
年間影響見込額合計						7,504千円

5 施行日 令和8年4月1日

6 参考（近隣医療機関の状況）

種別		みなとメディカルセンター 見直し後	済生会長崎病院	長崎原爆病院	長崎大学病院	（地独）佐世保市 総合医療センター
普通診断書（健康診断書含む。）		4,000円	4,000円	3,000円	3,000円	2,500円
特別診断書 （意見書含む）	複雑な記載を要するもので理事長が別に定めるもの	7,000円	5,000円～10,000円	7,000円	7,000円	4,500円～5,000円
	上記以外のもの	7,000円	4,000円～8,000円	6,000円～7,000円	7,000円	3,000円～5,000円
普通死亡診断書		6,000円	6,000円	5,000円	5,000円	2,500円
特別死亡診断書 （死体検案書等含む。）		7,000円	7,000円	7,000円	10,000円	5,000円

(8) 病床数適正化支援事業について

1 概要

現在、長崎みなとメディカルセンターにおいては、許可病床数 513 床のうち、93 床を休床し、420 床での運用を行っている。

このたび、国の令和 7 年度医療施設等経営強化緊急支援事業のうち「病床数適正化支援事業」において、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に対し、1 医療機関あたり 10 床を上限とし、財政支援がなされることとなったため、長崎みなとメディカルセンターの病床を 10 床削減し、許可病床数を 513 床から 503 床へ変更するもの。

2 変更内容

ア 病床数

(現行)

許可病床数	稼働病床数
513 床 (うち、一般病床 494 床)	420 床 (うち、一般病床 401 床)



(変更後)

許可病床数	稼働病床数
503 床 (うち、一般病床 484 床)	420 床 (うち、一般病床 401 床)

※現在、病院の構造改革に係る検討を行っているが、許可病床数については、513 床からのダウンサイジングを前提に検討を行っており、また、現在、すでに試験的に 420 床での運用を行っていることから、許可病床数を 10 床削減し、503 床に変更することについては、市民や病院経営への影響はない。

イ 許可病床数変更日 令和 7 年 9 月 30 日

3 支援額

41,040 千円 (4,104 千円 × 削減病床数 10 床)

※「病床数適正化支援事業」については、令和 7 年 9 月末までに削減した場合は 1 床あたり、約 410 万円の支援金が給付されるが、通常の単独支援給付金支給事業（地域医療介護総合確保基金）では、令和 8 年 3 月末までに削減した場合は、病床稼働率等により金額は異なるものの、1 床あたり、114 万円から 228 万円の範囲内での金額の支援となるため、今回の 10 床削減については、通常の支援額よりも高いことからみなとメディカルセンターの当座の経営改善にも寄与するものである。